

Topics

◆ 改正障害者雇用促進法

2013/06/13 **衆院本会議で可決・成立**

企業が雇用する障害者の範囲を広げる改正障害者雇用促進法が、6月13日衆院本会議で可決・成立した。(2013/06/14)



奥久慈袋田の小滝 6/2

◆ 精神障害者の雇用義務化

～ 「障害者雇用促進法」改正案閣議決定 (2013/04/19) ～

障害者雇用促進法では、障害者の「法定雇用率」を設け企業に義務づけている。この障害者雇用義務の範囲に、統合失調症やそううつ病などの精神障害者を加えることになった。

その背景には、就労を希望する精神障害者が増加しており、障害者団体などが義務化を訴え続けてきた。

同法では、現在、身体障害者と知的障害者の合計で従業員数200人以上の自治体、企業、国に2.0%以上の障害者雇用が義務づけられている。

義務数より少なければ原則月5万円の納付金を国に納める制度となっている。

法定雇用率は5年ごとに見直され、**2013年4月から**、身体障害者と知的障害者合計で法定雇用率は1.8%以上から**2.0以上に引き上げ**られた。

政府は、4月19日の閣議で**2018年度から**、**精神障害者**の雇用を企業などに義務づける「障害者雇用促進法」の改正案を閣議決定した。改正案を提出し、成立すれば平成10年以来の大幅な制度改正となる。

このほか改正法では、障害者の採用差別や賃金などに不当な差別をつけることを16年4月から禁止する。

職場環境への改善も義務づけているが企業負担への配慮もなされている。

精神障害者が加わると法定雇用率が上がるが、当初の5年間は上昇幅を抑える規定を盛り込んでいる。

改正案では、企業に加重な負担にならない範囲で介助支援などの環境整備を3年後の2016年(平成28年)4月から障害者が働きやすい職場環境の整備を事業主に義務づけることも盛り込んでいる。更に、企業の準備期間をも考慮し、実施は5年後の2018年(平成30年)4月としている。

又、2015年4月からは納付金制度の対象事業所が現在の200人超から100人超の企業に拡大する。中小企業の社会的責任が今後更に重くなるものと思われる。

(2013/04/25) koyamaroumu

